

短期入所生活介護サービス

1日あたりの料金 単位：円

		負担割合	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護 給 付 対 象	介護料	1割	596	666	737	806	874
		2割	1,192	1,331	1,473	1,611	1,748
		3割	1,788	1,996	2,209	2,417	2,621
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1割	7				
		2割	13				
		3割	19				
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1割	37	41	45	49	53
		2割	74	82	90	98	106
		3割	110	122	135	147	159
	介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ)	1割	15	16	18	19	21
		2割	29	31	35	37	41
		3割	43	46	52	55	61
	合計	1割	655	730	807	881	955
		2割	1,308	1,457	1,611	1,759	1,908
		3割	1,960	2,183	2,415	2,638	2,860
介護 給 付 対 象 以 外	滞 在 費	第1段階		0			
		第2段階					
		第3段階		370			
		上記以外の方		855			
	食 費	第1段階		300			
		第2段階		370			
		第3段階		650			
		上記以外の方		1,700			
合 計	第1段階		955	1,030	1,107	1,181	1,255
	第2段階		1,415	1,490	1,567	1,641	1,715
	第3段階		1,675	1,750	1,827	1,901	1,975
	上記以外の方	1割	3,210	3,285	3,362	3,436	3,510
		2割	3,863	4,012	4,166	4,314	4,463
		3割	4,515	4,738	4,970	5,193	5,415

介護予防短期入所生活介護サービス

1日あたりの料金 単位：円

		負担割合	要支援1	要支援2
介護 給付 対象	介護料	1割	446	555
		2割	891	1,109
		3割	1,337	1,663
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1割	7	
		2割	13	
		3割	19	
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1割	28	34
		2割	55	67
		3割	83	101
	介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ)	1割	11	14
		2割	21	27
		3割	31	40
	合計	1割	492	610
		2割	980	1,216
		3割	1,470	1,823
介護 給付 対象 以外	滞在 費	第1段階	0	
		第2段階		
		第3段階	370	
		上記以外の方	855	
	食費	第1段階	300	
		第2段階	390	
		第3段階	650	
		上記以外の方	1,700	
合計	第1段階	792	910	
	第2段階	1,252	1,370	
	第3段階	1,512	1,630	
	上記以外の方	1割	3,047	3,165
		2割	3,535	3,771
		3割	4,025	4,378

## 利用料金（ショートステイ）

### ◆送迎

阿見町内・土浦市内送迎	1 割負担	片道 203 円	
	2 割負担	片道 405 円	
	3 割負担	片道 607 円	
阿見町以外のお住まいへの送迎	片道 10 km未満		片道 10 km以上
	1 割負担	503 円	左記料金に加え、10 kmを超える距離に対して 1 kmごとに 20 円加算。
	2 割負担	705 円	
	3 割負担	907 円	

### ◆緊急短期入所受入加算

ご利用者の状態やご家族等の事情により、介護支援専門員が居宅サービス計画（ケアプラン）に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行うことが必要と認められるご利用者に対して実施します。

1 割負担	1 日 99 円
2 割負担	1 日 198 円
3 割負担	1 日 296 円

### ◆その他

理美容	実費相当額
レクリエーション・クラブ活動費	
特別な食事の提供	
複写物の交付	1 枚につき 10 円
持ち込み電化製品の使用	1 日につき、1 点あたり 30 円

※ご利用者様のご希望により利用された場合にかかります。

### ◆キャンセル料

入所当日のご利用キャンセル	650 円
---------------	-------

### 【利用者負担額の減額について】

以下に該当となる方は、滞在費及び食費が減額となる可能性があります。制度の詳細及び申請手続きに関しましては、お住まいの市区町村または担当のケアマネージャーにご相談下さい。

利用者負担段階	対象者
第 1 段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が住民税非課税で、老齢年金を受給している方</li> <li>生活保護を受けている方</li> </ul>
第 2 段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が、年間 80 万円以下の方
第 3 段階	世帯全員が住民税非課税で、上記第 2 段階に該当しない方
上記以外の方	住民税課税世帯の方 (本人が住民税非課税であっても、世帯の中に住民税課税者がいる場合も含まれます。)